

2024年
4月1日より

次亜塩素酸ナトリウム（次亜塩素酸ソーダ）・
水酸化ナトリウム・水酸化カリウムなどの

〈化学物質〉を取り扱う事業所では、 保護めがねが義務化※されました。

※労働安全衛生法の新たな化学物質規制



厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、化学物質による労働災害防止のための新たな規制を設けました。

新たな規制の内容

職場内の体制

- ① 化学物質を取り扱う労働者に、保護めがねなど適切な保護具を着用させる。
- ② 自主的な管理にむけた実施体制の確立。
(1) 化学物質管理者を選任する。(2) 保護具着用管理責任者を選任する。

皮膚等障害化学物質等〈※1〉への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具〈※2〉を使用させなければなりません。

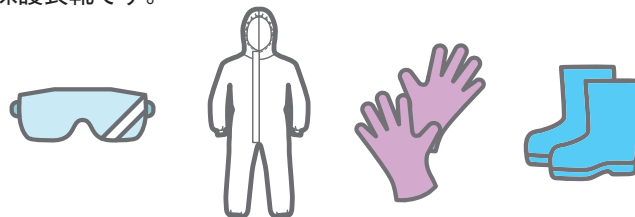
〈※1〉皮膚等障害化学物質等とは

労働安全衛生規則（「安衛則」ともいう）第594条の2において、「化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。）」と規定されています。



〈※2〉障害等防止用保護具とは

労働安全衛生法の特別規則である、特定化学物質障害予防規則（特化則）で定める保護具：保護めがね・保護衣・保護手袋・保護長靴です。



CHECK 取扱いの化学物質を確認

SDS（安全データシート）に下記マークがあれば保護めがねが必須です



【腐食性】

金属腐食性物質（物理化学的危険性）
皮膚腐食性・刺激性（区分1A-C）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分1）



【感嘆符】

急性毒性（区分4）、皮膚腐食性・刺激性（区分2）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分2A）、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分3）など

→ SDS 化学物質・
情報を検索



〈厚生労働省〉
職場のあんぜんサイト
GHS対応モデルラベル・
モデルSDS情報



裏面では〈保護めがね〉の **種類** と **着用作業例** をご紹介します。

化学物質から眼を守るため作業現場にあう、適切な〈保護めがね〉を選びましょう!



〈保護めがね着用必須〉の作業例

次亜塩素酸ナトリウム（次亜塩素酸ソーダ：CAS番号：7681-52-9）



取り扱い 作業例

- 殺菌料として野菜や果実などの食品の消毒 ●細菌類やウイルスの消毒
- 上水道・プールの消毒、水処理 ●衣類・リネンの漂白
- 医療器具などの殺菌 ●食品添加物（殺菌・変色防止）

水酸化ナトリウム（CAS番号：1310-73-2）



取り扱い作業例

- 化学繊維・紙・パルプ製造 ●有機薬品・無機薬品・医薬・農薬・染料中間体製造
- グルタミン酸ソーダ原料 ●食品製造 ●強力な油污れ洗浄

水酸化カリウム（CAS番号：1310-58-3）



取り扱い 作業例

- 医薬品（防腐剤）漂白剤 ●食品製造用（アルカリ剤及び中和剤） ●強力な油污れ洗浄
- 化粧品原料（清浄用化粧品、頭髮用化粧品、基礎化粧品、メーク化粧品、口唇化粧品、口腔化粧品、入浴用化粧品）

次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム・水酸化カリウムは、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性は「区分1」であり、眼の表面に対するばく露に伴う眼の組織損傷又は重篤な視力低下を発生させる性質があります。



〈保護めがね〉の種類

1 サイドシールド無しスペクタクル形 保護めがね

正面からだけの飛来物等から眼を保護するもの。防災面（顔面保護具）と併用することで有効に使用できる。



BS314YG

2 サイドシールド付きスペクタクル形 保護めがね

正面及び側面からの飛来物等から眼を保護するためのもの。防災面（顔面保護具）と併用することで有効に使用できる。矯正用眼鏡の上からでも装着できるので、多くの作業者に対応できる。



BS689CLAF

3 ゴグル形 保護めがね

作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、薬液飛沫、飛来物等から眼を保護するためのもの。化学物質取扱いに適する。



BS922N

【注意】●保護めがねの使用によって液体の飛散による眼への直接接触は防げるものの、額等に付着した物質が垂れてくることにより眼に入ることも考えられるため、懸念される作業の場合は保護めがねだけではなく顔面全体を覆う保護具（フェイスシールド）との併用をご検討ください。弊社では、フェイスシールド型は現時点では取り扱いがございません。
●上記の洗浄・消毒剤が保護めがねにかかると、レンズや防曇加工の性能劣化を引き起こす原因となります。レンズにかかった場合は、水を含ませた柔らかい布等で軽く拭いてください。使い続けると必ず劣化していくので、定期的に交換してください。また、作業中に保護具が破損する場合もあるため、必ず予備の保護具を常備いただくようにしてください。

エー・エム・プロダクツでは、多くの〈保護めがね〉をご用意しております！

右のQRコードから、エー・エム・プロダクツのWEBサイトで各種〈保護めがね〉の詳細情報をご確認いただけます。ぜひご参照ください。



WEBサイト

エー・エム・プロダクツ株式会社

〒154-0011 東京都世田谷区上馬2-14-1 横溝ビル8F
TEL: 03-5481-9001 (代) / FAX: 03-5481-9004